



福島医発第 517 号（地）
令和 3 年 5 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症予防接種の
実施に係る留意事項について

新型コロナウイルス感染症予防接種の間違いの防止については、新型コロナウイルスワクチン接種における間違いの発生防止に努め、適切な実施に向けて取組みを進めるよう、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛に通知（令和 3 年 5 月 7 日付け事務連絡）がなされた旨、日本医師会より貴会にも連絡されていることと存じます。

今般、厚生労働省より、高齢者施設における新型コロナウイルス感染症予防接種の実施に係る留意事項についても事務連絡が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

高齢者施設においては、複数の入所者に対して同日に施設内で接種が行われることが想定されます。そのため、当該事務連絡では、顔なじみであっても視認のみで接種対象者を確認するのではなく、接種券及び予診票を用いた新型コロナウイルス感染症予防接種歴等の確認、接種対象者と非接種対象者が混在しないような接種区域の明確化、接種終了時に予診票の回収等の確認を行い、確実に接種対象者であることを確認するよう記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、接種実施医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(介 29)

令和3年5月13日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

高齢者施設における新型コロナ予防接種の実施に係る留意事項について

「新型コロナ予防接種の間違いの防止について」につきましては、令和3年5月7日付(健Ⅱ73F)文書においてご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、高齢者施設における新型コロナ予防接種の実施に係る留意事項についても事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

高齢者施設においては、複数の入所者に対して同日に施設内で接種が行われることが想定されます。そのため、当該事務連絡では、顔なじみであっても視認のみで接種対象者を確認するのではなく、接種券及び予診票を用いた新型コロナ予防接種歴等の確認、接種対象者と非接種対象者が混在しないような接種区域の明確化、接種終了時に予診票の回収等の確認を行い、確実に接種対象者であることを確認するよう記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○高齢者施設における新型コロナ予防接種の実施に係る留意事項について

(令 3.5.7 事務連絡 厚生労働省健康局健康課予防接種室、厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、厚生労働省老健局老人保健課)

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 7 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設における新型コロナ予防接種の実施に係る留意事項について

高齢者への新型コロナ予防接種につきましては、「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について」（令和 3 年 4 月 15 日付け健発 0415 第 2 号厚生労働省健康局長通知）等においてお示ししているところです。また、今般「新型コロナ予防接種の間違いの防止について」（令和 3 年 5 月 7 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）が別添のとおり発出されました。

高齢者施設においては、複数の入所者に対して同日に施設内で接種が行われることが想定されるため、特に、接種に際して本人確認を徹底するようお願いいたします。職員と接種対象者は顔なじみであることから、視認のみで確認するのではなく、例えば、接種券及び予診票を用いて接種対象者であることや新型コロナ予防接種歴を確認する、接種対象者と非接種対象者が混在しないよう接種を行う区域を明確にするとともに、接種時に予診票や接種予定者リスト等で確認する、予診票を接種対象者の手元におき接種終了時に回収する等により、接種従事者は接種を行う際に接種対象者であることを確実に確認するようお願いいたします。

本内容については関係団体等へも周知いただくとともに、引き続き、円滑な接種について、格段のご協力をお願いいたします

（添付資料について）

別添 「新型コロナ予防接種の間違いの防止について」（令和 3 年 5 月 7 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）

事務連絡
令和3年5月7日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナ予防接種の間違いの防止について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添。以下「自治体向け手引き」という。）において、予防接種に係る間違いの発生防止に努めるとともに、間違いの発生を迅速に把握できる体制をとり、予防接種の間違いが発生した際には、厚生労働省に速やかに報告することとしているところです。

今後、各自治体において接種回数が大きく増加することが予想されますが、改めて、各自治体におかれましては、「間違い接種チェックリスト」（自治体向け手引き 様式4-7-1）や、これまでの新型コロナ予防接種において発生した間違い事例及びそれらに対する留意点（別紙）等を参考に予防接種に係る間違いの発生防止に努めていただき、引き続き、新型コロナ予防接種の適切な実施に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

(参考資料) これまでの新型コロナ予防接種において発生した間違い事例及びそれらに対する留意点

事例	留意点
(接種間隔について) ・新型コロナワクチンの1回目接種後、確認不足により、18日以上の間隔をあけずに2回目を接種した。 ・定期接種のワクチン接種後、13日以上の間隔をあけずに新型コロナワクチンを接種した。	・接種券と接種済証は通常同一の台紙にあることから、受付での接種券確認時に接種済証の接種日時を確認することや、予診時に予診票の記載内容を確認することにより、前回接種から必要な期間があいているか確認すること。
(接種対象者について) ・接種対象者の年齢について、今年度中に16歳以上となる者は年度当初から接種可能と誤認し、接種時点で16歳未満の者に接種した。	・「16歳以上」については、誕生日の前日(24時)に1歳年をとると考えるため、例えば、平成17年(2005年)7月30日生まれの者は令和3年(2021年)7月29日に16歳以上となり本予防接種の対象となる。 この点に留意しながら、予診票や本人確認書類により、接種対象となる年齢に達しているか確認すること。 ・接種券の送付の際は、令和3年度中に接種対象年齢となる者については、誕生月ごとなど、新たに接種対象となった者に対して自治体の発送頻度に沿ったきめ細かな発送を行うこと。
(施設における接種について) ・高齢者施設における入所者への接種について、接種会場に接種対象者と非接種対象者が混在していたこと等により、対象ではない(既に接種済で18日以上の間隔があいていない)者に接種した。	・高齢者施設等では、職員と接種対象者は顔なじみであることから、視認のみで確認するのではなく以下の対応例を参考に、接種従事者は接種を行う際に接種対象者であることを確実に確認すること。 (対応例) ・接種券及び予診票を用いて接種対象者であることや新型コロナ予防接種歴を確認する。 ・接種対象者と非接種対象者が混在しないように、接種を行う区域を明確にするとともに、接種時に予診票や接種予定者リスト等で確認する。 ・予診票を接種対象者の手元におき接種終了時に回収する。